



平成18年(ワ)第99号 建物退去等請求事件

原告 (宗) 清淨心院

被告 山岸芳子外1名

## 訴状訂正申立書

平成20年1月23日

和歌山地方裁判所 民事部ロー2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 谷口昇



原告は、下記のとおり、平成18年5月29日付訴状訂正申立書で訂正した本件請求の趣旨第2項を、更に下記のとおり訂正する。

### 記

被告山岸芳子は、原告に対し、原告にかかる財産目録、帳簿(財産台帳)、別紙記載の株式にかかる株券・投資信託にかかる証券・外国債券にかかる証券・社債投信にかかる証券およびこれらの払戻等に必要な届出印鑑を引き渡せ

(別 紙)

(証 券)

種類	銘柄	数量
株式	紀陽銀行 優先1	50,000株
	ソニー	1,600株
	南都銀行	20,000株
	阪急電鉄	10,000株
	南海電鉄	31,000株
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	20株
	九州電力	1,500株
投資信託	コア・ジャパン	1,243,381口
	ダイワ成長株	679,168口
外国債券	5.35 セギンサイ0701	65,000(NZドル)

(積立投資)

コース	プラン	数量
社債投信	一般	358,693口

## (訂正の理由)

被告山岸芳子は、原告清浄心院所有の別紙記載の(証券)等を占有しているが、これを原告の代表者に引き渡さない。